

## 市第 136 号議案

## 横浜市附属機関設置条例の一部改正

横浜市附属機関設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 2 月 13 日提出

横浜市長 林 文 子

## 横浜市条例（番号）

## 横浜市附属機関設置条例の一部を改正する条例

横浜市附属機関設置条例（平成23年12月横浜市条例第49号）の一部を次のように改正する。

## 別表中

「

横浜市社会福祉法人施設審査会	社会福祉法人（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人をいう。）の設立認可、同法第62条第1項に規定する社会福祉施設（児童福祉施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設をいう。）を除く。） 、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第19項に規定する小規模多機能型居宅介護を行う事業所その他市長が定める施設の建設に係る補助金の交付対象者の選定等についての審査に関する事務	7人以内
横浜市福祉サービス第三者評価推進委員会	高齢者、障害者及び障害児、児童並びに生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者に対する福祉サービスの第三者評価の仕組み、手法、評価基準その他当該評価に関し必	20人以内

	要な事項についての調査審議に関する事務	
--	---------------------	--

を

横浜市社会福祉法人施設審査会	社会福祉法人（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人をいう。）の設立認可、同法第62条第1項に規定する社会福祉施設（児童福祉施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設をいう。）を除く。） 、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第19項に規定する小規模多機能型居宅介護を行う事業所その他市長が定める施設の建設に係る補助金の交付対象者の選定等についての審査に関する事務	7人以内
----------------	--	------

に、「第6条の11第1項」を「第6条の13第1項」に改める。

### 附 則

この条例中、別表の改正規定（「第6条の11第1項」を「第6条の13第1項」に改める部分に限る。）は公布の日から、同表の改正規定（「第6条の11第1項」を「第6条の13第1項」に改める部分を除く。）は令和2年4月1日から施行する。

### 提 案 理 由

横浜市福祉サービス第三者評価推進委員会を廃止するとともに、医療法の一部改正に伴い関係規定の整備を図るため、横浜市附属機関設置条例の一部を改正したいので提案する。

## 参 考

## 横浜市附属機関設置条例（抜粋）

（上段 改正案）  
（下段 現 行）

## 別表（第 2 条、第 3 条第 1 項）

執行機関	附属機関	担 任 事 務	委 員 の 定 数
市 長	（省 略）		
	横浜市社会福祉法人施設審査会	社会福祉法人（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人をいう。）の設立認可、同法第62条第1項に規定する社会福祉施設（児童福祉施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設をいう。）を除く。） 、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第19項に規定する小規模多機能型居宅介護を行う事業所その他市長が定める施設の建設に係る補助金の交付対象者の選定等についての審査に関する事務	7人以内
	横浜市福祉サービス第三者 評価推進委員会	高齢者、障害者及び障害児、児童並びに生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者に対する福祉サービスの第三者評価の仕組み、手法、評価基準その他当該評価に関し必要な事項についての調査審議に関する事務	20人以内
（省 略）			

横浜市医療安全推進協議会	医療法（昭和23年法律第205号） 第6条の13第1項の規定により 第6条の11第1項 設置された横浜市医療安全支援セ ンターの運営方針、地域における 医療の安全の推進のための方策等 についての審議に関する事務	8 人
(省 略)		